

休会制度に関する申し合わせ

1 制度の位置づけ

この制度は、北海道体育学会会則第3章第6条 会費に関する申し合わせとする。

2 休会の定義

本学会の正会員で、病気療養や出産・育児、介護などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会手続きをふめば、一定期間、会費の納入を免じ、正会員としての資格を継続することができることとする。ただし、休会期間中は下記の権利を行使できない。

なお、本学会と日本体育学会のどちらも正会員であり、日本体育学会の休会制度を利用する者で、本学会の休会を希望する場合も、以下に定める「3 手続き」を行う必要がある。

- ・筆頭著者としての機関誌への投稿
- ・機関誌の受け取り
- ・筆頭発表者としての学会発表
- ・会長、理事選挙の選挙権および被選挙権
- ・会長並びに理事としての役員活動

3 手続き

本学会の休会を申請する場合は、休会を希望する前年度の2月1日から2月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続」から申請書（別紙 休会届）をダウンロードし申請する。休会期間の上限は、原則、連続して3年とする。休会の申請については、事務局で内容を検討し、許諾の原案を作成する。次ぎに、役員会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。承認された場合の休会期間は、翌年度の4月1日から申請した休会最終年度の3月31日までとする。なお、申請した休会期間の次年度には復会したものとする。

申請した休会期間を短縮して復会を希望する場合は、復会を希望する前年度の2月1日から2月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続」から申請書（別紙 復会届）をダウンロードし申請する。復会の申請については、事務局で内容を検討し、役員会において許諾について検討した後、結果を本人に通知する。

4 この申し合わせは、役員会の決議により改正することができる。

附則

1 この申し合わせは、2019年2月1日から施行する。